

雇用保険二事業における各事業の実施状況

| | | | | | | | |
|---------------|------|--|----|---|---|---|---|
| 事業名 (事業番号) | | キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）（20-085） | | | | | |
| 実施主体 | | （独）雇用・能力開発機構 | | | | | |
| 事業概要 | | 事業主が、事業内職業能力開発計画（職業能力開発促進法第11条に基づき事業主が作成するよう努めるものとされている）に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせた場合、又は、その従業員の自発的な職業能力開発について支援する制度を導入し、その従業員が行った職業能力開発について支援を行った場合、要した費用等の一部を助成 | | | | | |
| 年 度 | | 平成 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 予算額 (千円) | | — | — | 689,354 | 3,899,414 | 4,202,946 | |
| 目標と評価 | 目標 | — | — | ①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率:50%以上 ②事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合:80%以上 ③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合:80%以上 | ①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率:50%以上 ②事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合:80%以上 ③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合:80%以上 | ①助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率:50%以上 ②事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練、休暇、能力評価等を実施したとする評価を受ける割合:80%以上 ③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練、休暇、能力評価等によりキャリアアップが図られた旨の評価を受ける割合:80%以上 | |
| | 実績 | 目標の達成度合い | — | — | ①達成(実績 64.1%) ②達成(実績 99.1%) ③達成(実績 99.2%) | ①達成(実績67.5%) ②達成(実績99.5%) ③達成(実績 98.3%) | — |
| | | 事業執行率 | — | — | 支給額(千円) 194% (1,337,318千円/689,354千円) | 支給額(千円) 95% (3,714,099千円/3,899,414千円) | — |
| | 評価結果 | | — | — | A | A | — |

〈調査結果〉

○ 申請書類の簡素化（項目 1（2）－イ関係）

本事業は、事業主が、事業内職業能力開発計画（職業能力開発促進法第 11 条に基づき事業主が作成するよう努めるものとされている。）に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせた場合、又は、その従業員の自発的な職業能力開発について支援する制度を導入し、その従業員が行った職業能力開発について支援を行った場合、要した費用等の一部を助成するものである。

本助成金の受給に当たっては、キャリア形成促進助成金支給要領（平成 16 年 3 月 1 日要領第 25 号）に基づき、（独）雇用・能力開発機構の地方センター統括所長（以下「センター統括所長」）は、助成金の支給を受けようとする所轄内の事業主に対して受給資格認定申請書を、助成金の受給資格認定を受けた場合には支給申請書を、下表のとおり必要書類を添えて提出させることとされている。

表 受給資格認定申請及び支給申請における添付書類

| 受給資格認定申請 | 支給申請 |
|--|--|
| ①キャリア形成促進助成金貸金助成額算定書 ②職業能力開発推進者選任届の写 ③年間職業能力開発計画書 ④雇用保険適用事業所設置届の写又はこれに準ずるもの ⑤前各号に掲げるものの他、センター統括所長が必要と認める書類 | ①各給付金の申請額内訳 ②労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の事業主控の写 ③労働保険料の納付書・領収証書の写 ④前各号に掲げるものの他、センター統括所長が必要と認める書類 |

(注) 当省の調査結果による。

今回、同機構の 5 地方センター（北海道、東京、愛知、広島及び香川）における業務の実施状況について調査した結果、申請書類に関し、次のような状況がみられた。

(東京センター)

平成 19 年度から 20 年度までの受給資格認定申請書及び支給申請書を 5 件抽出して確認したところ、同じ就業規則が両申請書に重複して添付させているもの 1 件、同センターに提出済みの受給資格認定申請書及び年間職業能力開発計画、同センターが発出した受給資格認定通知書の写しを支給申請書に添付させているもの 1 件がみられる。

(広島センター)

平成 19 年度から 20 年度までの受給資格認定申請書及び支給申請書を 5 件抽出して確認したところ、すべてに同センターが発出した受給資格認定通知書の写しを支給申請書に添付させている。